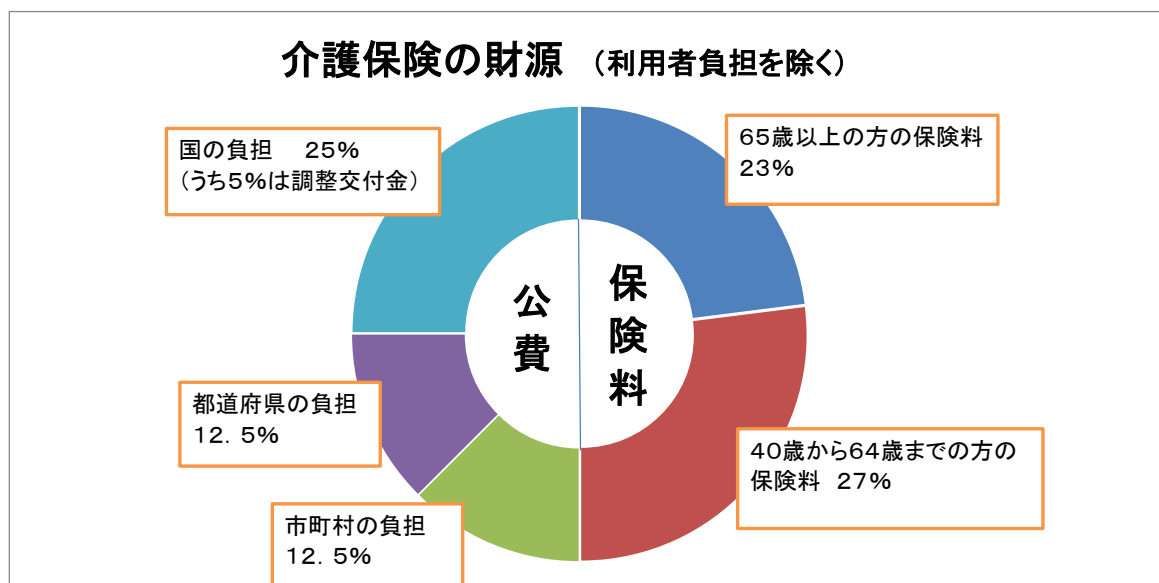


第8期における介護保険料算定の考え方

1 現状およびこれまでの推移

(1) 第8期計画における介護保険の財源内訳について(全国標準モデル)



(2) 65歳以上の方(第1号被保険者)および40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の負担割合の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	平成12～ 14年度	平成15～ 17年度	平成18～ 20年度	平成21～ 23年度	平成24～ 26年度	平成27～ 29年度	平成30～ 令和2年度	令和3～ 5年度
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	27%

(3) 調整交付金について

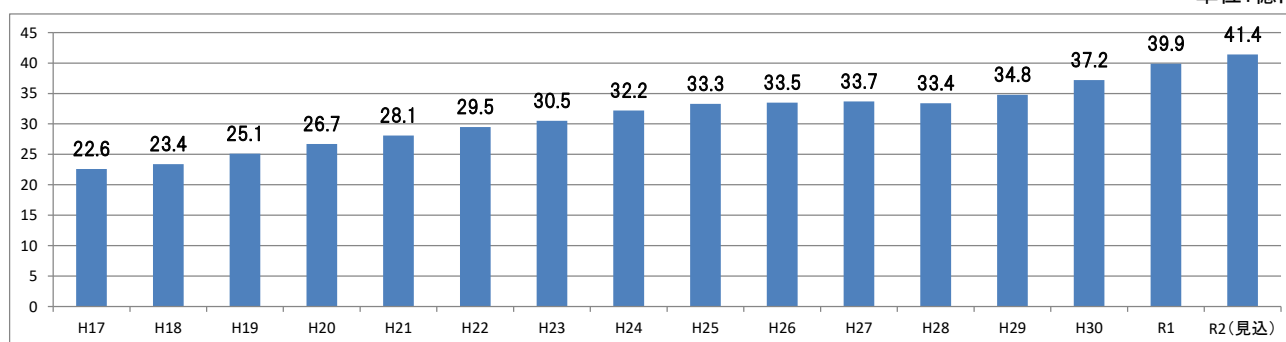
調整交付金とは、国が負担する25%(施設等給付費20%)のうち、20%(施設等給付費15%)の部分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます。残りの5%の部分は、市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を是正するための調整交付金として交付されます。

これにより令和元年度は、国の公費負担5.85%(5%+0.85%)の調整交付金の交付がありました。

(4) 介護給付費の推移

平成17年度は22億6千万円でしたが、令和元年度では約39億9千万円となっています。なお、令和2年度は、41億4千万円の見込みです。

単位:億円



(5) 介護保険料の推移

単位:円

市名	① 第6期	② 第7期	② - ①
米原市	5,900	5,900	0
大津市	6,150	6,350	200
彦根市	5,365	5,860	495
長浜市	5,820	6,570	750
近江八幡市	4,900	5,400	500
草津市	5,299	5,900	601
守山市	5,500	5,900	400
甲賀市	5,070	5,940	870
野洲市	5,520	5,980	460
湖南市	5,088	5,396	308
高島市	5,400	5,800	400
東近江市	5,200	5,200	0
栗東市	5,590	5,890	300

2 保険料算定までのプロセス

介護保険料推計の流れ



保険料段階設定(案)について

国の基準(標準9段階)

令和3年度から令和5年度				令和3年度(見込み)			所得段階判定基準
段階 (9段階)	基準額に対する割合 ※軽減前	年間保険料 (A)	保険料額計 (A) × (B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料 × 率(差分) × 人数	所得段階別 人数(B)	人数割合	
第1段階	※0.5 0.3				1,189	10.5%	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者
第2段階	※0.75 0.5				899	7.9%	
第3段階	※0.75 0.7				779	6.9%	80万円以下の方
第4段階	0.9				1,374	12.1%	80万円超120万円以下の方
第5段階	基準額				2,317	20.4%	120万円超の方
第6段階	1.2				2,205	19.4%	80万円以下の方
第7段階	1.3				1,536	13.5%	80万円超の方
第8段階	1.5				604	5.3%	本人が市町村民税課税で、
第9段階	1.7				455	4.0%	
合計					11,358	100.0%	前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方
							前年の合計所得が200万円以上300万円未満の方
							前年の合計所得が300万円以上の方

保険料は未確定のため掲載して
おりません。

- ・国の基準9段階からの細分化については、各自治体で所得段階の分布状況に応じ、それぞれの裁量によって決めることができる。
- ・負担能力に応じた負担を求めるという観点から、高所得者を更に細分化、基準額に対する割合の引上げの検討を行う。

案1 段階と基準額に対する割合は第7期計画と同様とする。

令和3年度から令和5年度				令和3年度(見込み)			所得段階判定基準
段階 (13段階)	基準額に対する割合 ※軽減前	年間保険料 (A)	保険料額計 (A) × (B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料 × 率(差分) × 人数	所得段階別 人数(B)	人数割合	
第1段階	第1段階	※0.5 0.3			1,189	10.5%	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者
第2段階	第2段階	※0.75 0.5			899	7.9%	
第3段階	第3段階	※0.75 0.7			779	6.9%	80万円以下の方
第4段階	第4段階	0.9			1,374	12.1%	80万円超120万円以下の方
第5段階	第5段階	基準額			2,317	20.4%	120万円超の方
第6段階	第6段階	1.15			194	1.7%	本人が市町村民税課税で、
第7段階	第7段階	1.2			2,011	17.7%	
第8段階	第8段階	1.3			1,536	13.5%	前年の合計所得が35万円以上120万円未満の方
第9段階	第9段階	1.5			385	3.4%	前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方
第10段階	第10段階	1.6			219	1.9%	前年の合計所得が120万円以上250万円未満の方
第11段階	第11段階	1.8			312	2.7%	前年の合計所得が200万円以上300万円未満の方
第12段階	第12段階	1.9			70	0.6%	前年の合計所得が250万円以上500万円未満の方
第13段階	第13段階	2.0			73	0.6%	前年の合計所得が300万円以上800万円未満の方
合計					11,358	100.0%	前年の合計所得が800万円以上の方

保険料は未確定のため掲載して
おりません。

案2 第7期計画「合計所得金額が300万円以上500万円未満」の区分を2つに分割する。

「第12段階」の基準額に対する割合を1.9、「第13段階」を2.0、「第14段階」を2.1とする。

国の基準	令和3年度から令和5年度				令和3年度(見込み)			所得段階判定基準	
	段階 (13段階)	基準額に対する割合 ※軽減前 ()書きは7期	年間保険料 (A)	保険料額計 (A)×(B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料× 率(差分)×人数	所得段階別 人数(B)	人数割合		
第1段階	第1段階	※0.5 0.3				1,189	10.5%	生活保護受給者	世帯全員が市民税 非課税者
	第2段階	※0.75 0.5				899	7.9%	老齢福祉年金受給者	
第2段階	第2段階	※0.75 0.5				899	7.9%	課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80万円以下の方
第3段階	第3段階	※0.75 0.7				779	6.9%		80万円超120万円以下の方
第4段階	第4段階	0.9				1,374	12.1%		120万円超の方
第5段階	第5段階	基準額				2,317	20.4%		80万円以下の方
第6段階	第6段階	1.15				194	1.7%	本人が市町村 住民税課税で、	80万円超の方
	第7段階	1.2				2,011	17.7%		前年の合計所得が35万円未満の方
第7段階	第8段階	1.3				1,536	13.5%	本人が市町村 住民税課税で、	前年の合計所得が35万円以上120万円未満の方
	第9段階	1.5				385	3.4%		前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方
第8段階	第10段階	1.6				219	1.9%	本人が市町村 住民税課税で、	前年の合計所得が200万円以上250万円未満の方
	第11段階	1.8				221	1.9%		前年の合計所得が250万円以上300万円未満の方
第9段階	第12段階	(1.8) 1.9				91	0.8%	本人が市町村 住民税課税で、	前年の合計所得が300万円以上400万円未満の方
	第13段階	(1.9) 2.0				70	0.6%		前年の合計所得が400万円以上500万円未満の方
	第14段階	(2.0) 2.1				73	0.6%	本人が市町村 住民税課税で、	前年の合計所得が500万円以上800万円未満の方
	合計					11,358	100.0%		前年の合計所得が800万円以上の方

保険料は未確定のため掲載して
おりません。

案3 段階は第7期計画と同様とし、「第12段階」の基準額に対する割合を2.1、「第13段階」の基準額に対する割合を2.2とする。

国の基準	令和3年度から令和5年度				令和3年度(見込み)			所得段階判定基準	
	段階 (13段階)	基準額に対する割合 ※軽減前 ()書きは7期	年間保険料 (A)	保険料額計 (A)×(B)	低所得者保険料 軽減負担金 年間保険料× 率(差分)×人数	所得段階別 人数(B)	人数割合		
第1段階	第1段階	※0.5 0.3				1,189	10.5%	生活保護受給者	世帯全員が市民税 非課税者
	第2段階	※0.75 0.5				899	7.9%	老齢福祉年金受給者	
第2段階	第2段階	※0.75 0.5				899	7.9%	課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80万円以下の方
第3段階	第3段階	※0.75 0.7				779	6.9%		80万円超120万円以下の方
第4段階	第4段階	0.9				1,374	12.1%		120万円超の方
第5段階	第5段階	基準額				2,317	20.4%		80万円以下の方
第6段階	第6段階	1.15				194	1.7%	本人が市町村 住民税課税で、	80万円超の方
	第7段階	1.2				2,011	17.7%		前年の合計所得が35万円未満の方
第7段階	第8段階	1.3				1,536	13.5%	本人が市町村 住民税課税で、	前年の合計所得が35万円以上120万円未満の方
	第9段階	1.5				385	3.4%		前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方
第8段階	第10段階	1.6				219	1.9%	本人が市町村 住民税課税で、	前年の合計所得が200万円以上250万円未満の方
	第11段階	1.8				312	2.7%		前年の合計所得が250万円以上300万円未満の方
第9段階	第12段階	(1.9) 2.1				70	0.6%	本人が市町村 住民税課税で、	前年の合計所得が300万円以上500万円未満の方
	第13段階	(2.0) 2.2				73	0.6%		前年の合計所得が400万円以上500万円未満の方
	合計					11,358	100.0%		前年の合計所得が500万円以上800万円未満の方

保険料は未確定のため掲載して
おりません。